

第一回國會 衆議院 鈹工業委員會會議錄第十三号

昭和二十二年十月二日(木曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 伊藤卯四郎君

委員 大矢 省三君 豊田 春夫君

理事 青柳 高一君 豊田 春夫君

理事 谷本 雄太郎君 豊田 春夫君

今澄 勇君 衛藤 連君

松本 七郎君 萬田 五郎君

村尾 三郎君 岡部 忠人君

生越 三郎君 西田 隆男君

長尾 達生君 有田 二郎君

三好 竹男君 平島 良一君

神田 博君 谷口 武雄君

洲上房太郎君 前田 正男君

出席國務大臣

出府政府委員

商工政務次官 富吉 榮二君

石炭局長官 菅 禮之助君

石炭廳次長 吉田 二郎君

商工事務官 平井 富三郎君

委員外の出席者

專門調査員 谷崎 明君

專門調査員 保科 治朗君

臨時石炭鑛業管理法案(内閣提出)

(第六四號)

○伊藤委員長 これより會議を開きます。

前會に引續き臨時石炭鑛業管理法案を議題とし、質疑を續けたいとします。

岡田春夫君。

○岡田(春)委員 前會に引續いて大臣に質疑を續けたいと思つておられますが、次の問題といたしまして、この前によつて觸れたのであります。この提案の趣旨の説明の中に、官僚の獨善を極力防止する、世論とかく國管というものが官僚統制になるといふことについて、商工大臣はこの點に十分意を拂つておられるようであり、ますから、この法案によつて官僚統制の弊を完全に拂拭し得ているという自信をおもちであるかどうか。またその確信をおもちになつておられるといたしますれば、その具體的な理由をお伺いしたいと思つておられます。

○水谷國務大臣 よく世間では官僚統制といふことが盛んに言われるのであります。一番最高度に發揮されたものは、戦争當時の官僚統制であらうと思つておられます。そこでわれ／＼は官僚統制とは何ぞやといふことを、まず考えなくてはならぬのであります。私の考へるところによりますれば、世間が非常問題と云ふ官僚統制と本質は、大體二つの要素があると思つておられます。その一つは、いゆる軍の背景をもつておつたといふこと、そしてその統制が指導者原理に立脚しておつた。この二つが戦時の官僚統制の一番大きな特色じやないかと、私は思つておられます。自分のやうなことを、またはしたいことは、何でもやつてのけるという、いわゆる軍部の背景がある。そして官僚機構を自身に統制自身がいゆるナ

チスの指導者原理に基いておつた。この二つが除けられた戦時の官僚統制といふものの特徴であらうと私は思つておられます。従つて今度の國家管理におきましては、この特色を根本的に排除せねばならぬのであります。その第一の特色の軍の背景といふことは、もう考へる餘地もない、考へることもできないことではあります。もう一つの指導者原理といふものが、今度の石炭の國家管理の官僚統制に行われているかといふこと、これは絕對にさういふやうな考へなければ事實もないといふことを、お考えを願ひたいと思つておられます。すなわちこの法文によりますと、一口に石炭局、これは商工省の組織の一つになつておられますが、おや從來の官僚機構とは本質的に異なるものでございまして、一番上の石炭局長官が民間人であることは言までもございませう。そして地方の石炭局長官は、民間人であることはならないといふことは、當然になつておられます。さらにまた石炭局の構成の過半数は民間人でなくてはならないといふことが法律でたつておるのであります。しかも法律ではたつておられますが、運用の面におきましては、先日も申し上げましたように、石炭局長及び石炭局員といふものは、商工大臣が法によつて勝手にきめるというやうなことにし、たとえ九州地方の石炭局長といふやうな場合におきましては、九州地方の經營者の團體、あるいは鑛業會なら鑛業會、さらにまた労働者の團體、労働

組合といふものに諮問いたしまして、經營者並びに労働者の面から見て、納得できる人をば共同に推薦していただくとして、商工大臣がこれを承認するといふ形をとるやうにやつていきたいと思います。さらにまた石炭局員の場合におきましては、經營者、労働者、技術者、さういふものの代表者を技術的に選びまして、これまたさきに石炭局長の場合に申しましたやうな共同推薦の形で、ひとつ商工大臣に推薦していただくという方法をとりたいたいと思つておられます。従つていゆる石炭局といふものは、從來の官僚機構とは本質的に異なるものであるといふことを、まず御了解を願ひたいと思つておられます。さらにまたさういふ場合におきまして、中央においては全國鑛業管理委員會、さらに地方におきましては地方鑛業管理委員會といふ民主的組織をばかみ合わせまして、双方がお互いに助け合つてやつていくといふやうに、われ／＼は考へておられます。このやうにいたしまして、われ／＼は官僚統制を拂拭いたしまして、いゆる國家管理、すなわち公企業と私企業との妙味をかみ合わせたところの形態を組織の面におきまして、さらにまた人的構成の面におきまして、十分に發揮いたしまして、このたびの石炭國家管理といふものは、ほんとうにさういふ從來の官僚統制の弊に陥らないやうに極力考へていく、さうしてやつていきたいと思います。このやうに考へておられます。

○岡田(春)委員 官僚統制の問題につ

きまして、商工大臣の御答辭を伺つて官僚統制を拂拭しようといふ熱意は十分にわかりました。少々意見を申し上げるやうであります。さういふ最近の世論におきまして國管といふものが同時に官僚統制であるといふやうな誤解が、一般的に非常な流行されておられますが、われ／＼といたしましては、國家管理といふ方式が、同時に官僚統制であるとは考えられないわけでありまして、現在のように日本經濟といふものが高度な資本主義の發展の段階に達した場合には、特に敗戦後の經濟の危機が襲つてまいりました現在の段階におきまして、資本の私的獨占が、新しい國民經濟的な立場において、計畫的な經濟が行われるために、當然これは國家管理といふ方向をとらなければならぬと思つておられます。これは言までもないと思つておられます。そこでこの必然的な國家管理の體制のもとにおいて、これを官僚統制にしないといふことは、一にかかつて今

お話の經營の民主化、運營の民主化の點に問題があると思つておられます。これは經營の民主化といふ點につきまして、はなはだ遺憾であります。この法案の中には、商工大臣がきわめて熱意のある官僚統制拂拭の努力をされておられますにもかかわらず、しかもなおかつ官僚統制の氣運といふものが、完全に拂拭されておられると思つておられます。これははなはだ遺憾であると思つておられます。

お話を經營の民主化、運營の民主化の點に問題があると思つておられます。これは經營の民主化といふ點につきまして、はなはだ遺憾であります。この法案の中には、商工大臣がきわめて熱意のある官僚統制拂拭の努力をされておられますにもかかわらず、しかもなおかつ官僚統制の氣運といふものが、完全に拂拭されておられると思つておられます。これははなはだ遺憾であると思つておられます。

えるのであります。こういう點は、この委員会の論議を通じて、でき得る限り經營の民主化、あるいは運営の民主化をはかりまして、官僚統制にならない國家管理というものを確立したいと考えています。

次にお伺いしたいことは、一昨日の御答辭で、商工大臣が明年度の生産計畫の目標を三千三百萬トンにおおきになつておられるわけですが、この三千三百萬トンの生産計畫案は、一體どこでおつくりになり、そして何を基礎にしておつくりになつておられるか、これがまず第一點であります。

第二點は三千三百萬トンの全國石炭計畫というものを、各炭礦に割當てます場合に、一體これはどこで割當てになるのでありますか、この二點についてお伺いしたいと思ひます。

○水谷國務大臣 さきに發表いたしました五箇年の石炭計畫というものは、もちろんこの法案を前提としない前に計畫したものであります。今後はいゝわゆるこの五箇年計畫というものは、この國家管理法が通過した後におきましては、それらの機關によつて檢討をしていただきたいと思つた次第であります。すなわち今後どういうような計畫が、どのようにしてきまるかということは、この法案にも明らかになつておりますように、各企業々々が、自分の責任においてきめる。そのきめるに際しては、これ／＼の手續を経なければならぬということになつておりますので、その手續によつたものが、大體の出炭計畫になると考えておる次第であります。さよう御了承を願います。

○岡田(春)委員 ちよつと不明瞭であります。それではほかの面からお伺いいたします。これは業務上の問題なので、大臣よりも政府委員の方が御答辭なすつた方がいかにと思ひますが、業務計畫の案を作成する場合において、十七條に「基準となるべき事項を定めて」と書いてござりますが、この點については、一昨日御答辭を得ました業務計畫の内容が、一應どこで具體的に指定を受けるのであらうと思ひます。この基準という中には、一應全國の石炭計畫とにらみ合わせて、一つの炭礦において、たとえばどれだけの石炭を掘つてもいいかという、一應の見當をここで内示しようとお考へてはございせんか。その點をお伺いしたいのであります。

○平井(富)政府委員 十七條において、石炭局長が指定炭礦の企業主、炭礦管理者に指示いたします内容は、今御質問のありました全體の全國的な石炭の生産計畫がどう炭礦に具體化していくかという間の一つのやり方を示してあるのであります。たとえば明年度の計畫が、國家管理を施行した場合に、どういふふうになつていくかを想定してみますと、まず生産計畫の基礎になります。すなわち、明年度大體どのくらい石炭を最小限度掘るかということ、一つの目標であると思ひます。いわゆる需要の面から見まして、これだけの掘りなければならぬという一つの重要な資料がなければなりません。そのほかに資金の見透しとか、資材の見透しが、どの程度になつておるかということも、生産上の欠くべからざる條件でございまして、これも一應安定本部、政府等におきまして檢討の結果、一應の結論が出てまいらうと思ひるのであります。その結論に従つて、大體明年度のどの程度掘りたい、その條件はどの程度の資材を確保するといふような條件を、各炭礦局長に指示したのであります。その際これを中央の管理委員会に諮りますことは當然であります。が、そういたしましたものを、石炭局長に指示しまして、石炭局長はこれを地區別に細分して管理委員会に諮り、そうしてさらに各炭礦に對する生産の基準となるべき事項、たとえば生産計畫としてはこれくらい欲しい、それからこの程度の資金は本年度は確保できる、こゝろの資材はこのくらいまで確保できるという基準を企業に指示する。その基準に従ひまして、企業が具體的にその山の生産計畫を立てる。これがまず第一段階であらうと思ひます。それをまず考へております。

○岡田(春)委員 お話の點で大分明らかになつてまいりました。私の先ほどお伺ひした通り、一應の基準が数量においても大體つくられるであらうと思ひます。そうなつてまいりますと、この法案によりまして、業務計畫を現場の生産協議會の議を経て事業主が提出したものであります。この業務計畫で出てまいりました全國炭礦の出炭計畫の總和が明年度の三千三百萬トンの政府の出炭計畫と一致しない場合においてこれをいかにして調和するか、その點をお伺ひしたいと思ひます。

○平井(富)政府委員 政府で最初基準として示しました生産計畫と現場から實際出てまいりましたものと食い違ひの調整であります。これは第一次に石炭局長の手におきまして、地方管理委員会と一體となりまして、各炭礦ごとに生産計畫を檢討してまい

るのであります。その際にあらかじめ示されましたたとえば資金、資材の計畫では、どうしても最初示された基準量に到達しないといふような場合におきましては、石炭局長からさらに石炭廳に、その地區別の生産計畫としてはこの程度になるのではないかと一應の點が申達されてまいります。それに基きまして、さらに安本、石炭廳において再調整をいたしました。さらに石炭局長及び地方管理委員会が、具體化された企業の出炭計畫というように各點等具體的に檢討いたしました。その條件とにらみ合わせて合理的に調整していくようにいたしましたと思ひます。

○岡田(春)委員 それでまたつた明らかになつてまいりました。ここで今明らかにいたしましたことは、全國の石炭計畫を樹立いたします場合において、各炭礦から出てまいります業務計畫というものは、一つの技術的な計畫であるということになつてまいります。先ほど商工大臣の御説明によりまして、官僚統制の排除、行政機構の民主化のために、地方管理委員会を設け、あるいは全國炭礦管理委員会を設ける、それから反面において石炭局を民主化するといふお話があつたのであります。しかしここで法文上の規定を見ますと、あくまでも石炭局長が實は決定権をもつておられるのであります。炭礦管理委員会というものは、單なる諮問機關であります。特にもう一つここでお伺ひをいたしたいことは、先ほどだ／＼お話を伺つてまいりますと、現場の業務計畫の案が、地方の石炭局長のもとにおいて一應民主的に地方炭礦管理委員会にお

てはかられて決められるのであります。これが決められない場合、全體の調整をする場合において、石炭廳並びに安本で最後にこれを決めていこう、こゝろのことになつてまいりますと、そこで商工大臣にお伺ひしたいのであります。石炭局長の構成は民主化されておるが、中央の石炭廳の構成をなぜ民主化されないか、この點についてお伺ひしたい。

○水谷國務大臣 中央の石炭廳の構成をなぜ民主化しないかという意味は、どういふ點をねらいにしてお尋ねになつておるか知れませんが、先に申しましたように、その石炭廳の長官がいろいろのことをきめるに當りまして、また商工大臣がいろいろの點をきめるに當つて、全國炭礦管理委員会と相談してきめなくてはならないという點で、その點はある程度の目的を達せられるのではないかと思ひます。そこで私は自分の答辭を正確にするために、岡田委員にお尋ねするのであります。岡田委員に、それは不十分であるから、石炭廳をどうするかという具體的なものを提案があらうと思ひますが、それに基づいてお答えができれば、それに基いてわれわれの考へをいたしました。以上この法案に盛つてある點におきまして、石炭廳といふものはある程度民主化されるのではないか、このように考へたのであります。

○岡田(春)委員 それでは私具體的に提案をいたしたいと思ひますが、商工大臣が行政機構の民主化をはかろうとして努力をされて、石炭局長を構成する場合において、半分以上は學識経験者、民間人をもつて充てよう、石炭局長は民間人をもつて充てよう、こ

でかられて決められるのであります。これが決められない場合、全體の調整をする場合において、石炭廳並びに安本で最後にこれを決めていこう、こゝろのことになつてまいりますと、そこで商工大臣にお伺ひしたいのであります。石炭局長の構成は民主化されておるが、中央の石炭廳の構成をなぜ民主化されないか、この點についてお伺ひしたい。

○水谷國務大臣 中央の石炭廳の構成をなぜ民主化しないかという意味は、どういふ點をねらいにしてお尋ねになつておるか知れませんが、先に申しましたように、その石炭廳の長官がいろいろのことをきめるに當りまして、また商工大臣がいろいろの點をきめるに當つて、全國炭礦管理委員会と相談してきめなくてはならないという點で、その點はある程度の目的を達せられるのではないかと思ひます。そこで私は自分の答辭を正確にするために、岡田委員にお尋ねするのであります。岡田委員に、それは不十分であるから、石炭廳をどうするかという具體的なものを提案があらうと思ひますが、それに基づいてお答えができれば、それに基いてわれわれの考へをいたしました。以上この法案に盛つてある點におきまして、石炭廳といふものはある程度民主化されるのではないか、このように考へたのであります。

○岡田(春)委員 それでは私具體的に提案をいたしたいと思ひますが、商工大臣が行政機構の民主化をはかろうとして努力をされて、石炭局長を構成する場合において、半分以上は學識経験者、民間人をもつて充てよう、石炭局長は民間人をもつて充てよう、こ

でかられて決められるのであります。これが決められない場合、全體の調整をする場合において、石炭廳並びに安本で最後にこれを決めていこう、こゝろのことになつてまいりますと、そこで商工大臣にお伺ひしたいのであります。石炭局長の構成は民主化されておるが、中央の石炭廳の構成をなぜ民主化されないか、この點についてお伺ひしたい。

いうように法案にも出ておるのであります。私の考えをいたしましては、石炭廳もこれと同じ方式で、少くとも半分は民間人でこれは埋めるべきである。石炭廳長官も民間人をもつてやるのが、これが商工大臣の御意思でなければならぬ。私はかように考えるのであります。この點は法案上には見えておりませんが、これについて一體どういうようにお考えになつておられるか、運用上の面においてこれをお活かしになるかというお考えであるかどうか、こゝういふ點についても伺ひたいのであります。この點が私の具體的な提案の一つであります。

第二の點は、全國炭礦管理委員會、それから地方炭礦管理委員會を諮問機關にしておいてはならないと私は考えております。これは大體社會黨のかねてからの原則的な考え方でありまして、これはあくまでも決議機關でなければならぬと私は考えておりますが、この點についてひとつ御意見を伺ひたいと思ひます。

○水谷國務大臣 なるほどたゞいま岡田委員の申されましたように、この法案におきましては、石炭廳というものは石炭局におけるような法制上の明文はございません。しかしながら、われわれはこの點を考へるのであります。石炭局というものは現場に直結したものでありまして、東京におけるところの石炭廳とその働き等が非常に變つてくるのであります。従つて石炭局は現場に直結し現場を握らなくてはならない、石炭局の構成を一應そのように法文の上で明文化してまいりますと、石炭廳までもやはり石炭局と同じように、過半数を民間人で占めなくてはならない、さうでなければ官廳の民主化は行われないという場合には、われわれは即座に考へることはできません。この石炭廳というものをそのようにするかせぬかというところは、これは一般官廳それ自身にも影響してゐるのであります。ひとり商工省といつたしまし、さういふような本廳の機構というもの、半數は民間人でなくちやならないというようなことは單獨で、獨断できるわけにはまいらぬので、これは行政機構の一般的改革とにらみ合せて、大局的に、總括的にその結論を引き出さなくてはなりません。しかしながら、御趣旨の點はよくわかるのでございまして、たとへば今度國家管理法通過後におきまして、石炭廳で課を設けるいは局を設け、あるいは人を殖やさなければならぬというやうな場合におきましては、極力さういふやうな御趣旨の線をやつていかなくはならない、またやつていくつもりであるといふことは、お含みを願ひたいと思ひます。さらにまたさういふやういふにいたしますと、炭礦管理委員會は、地方、全國を問わず、單なる諮問機關ではだめであつて、それを決議機關にせねばいかぬのではないかとさういふ御趣旨であります。私等の考へるところによりますと、委員會を決議機關といたしますと、國務大臣の國會に對する責任という點からみましますと、委員會が決議したのであるから、大臣としては行政上の問題につきましても多數決によつて拘束されるということになりまして、制度論的にはなほだ妙なことになるので、これを避けたのでございまして、しかし實質的には管理委員會に諮問した事項に

つきまして、特別の理由がない限りは、大臣がそれと異なる處分をするといふことは、事實上困難であるのでございまして、委員會を無視するやうな不當な結果を來すことは、絕對にないと思ひていただきたいと思います。すなわち行政官廳といつたしまし、委員會の答申は尊重していく建前をとりますれば、實質上はあるいは決議機關であるとか諮問機關であるとかいふやうなことは、これは法律家の御判斷に任せておけばいいのではないかと、このやうにわれわれは考へてゐる次第であります。

○岡田(審)委員 運用上において十分性格を活かしたい、制度としては、この法文にありますが、制度としては、こゝういふ諮問機關としていく、こゝういふやうにお話になつておられるようであります。しかしこれはあまりはつきりしない御答辯であつたのですが、憲法上との關係において、これは實際問題としてやれないではないか。もつと極端に言へば、こゝで憲法論が成立するのではないかと。憲法上抵觸するのではないかと。こゝういふやうなお話のやうに、だん／＼お伺いをいたしました。いつたわけなのであります。はたしてこれが憲法上抵觸するものであるかどうか、こゝういふ點について、實は大臣よりも實際の行政担当者から、具體的に伺ひたい方がいと思ひます。この點ひとつお伺ひたいと思ひます。

○平井(宣)政府委員 たゞいま大臣のお答へになりました點は、ただちにこれが違憲論であるといふやうな御答辯ではないと思ひます。實質的に見まして、内閣といたしまして、議會に對して石炭生産上の責任を負う、

これは具體的に申しますれば、商工大臣が議會に對して負うわけでありまして、石炭生産計畫及びその實施に關する具體的な行政事項についての實施といふものは、商工大臣が負うのが適當であるといふ點におきまして、管理委員會といふものを諮問機關にいたした次第でありまして、必ずしもこれが違憲だと斷定はいたしません。ただいまの内閣制度の關係からいたしまして疑義があるといふ點は、私ども相當重大に研究しておつた次第であります。實質的に見まして、ただいまの行政上の責任は、商工大臣として國會に負うという建前をとる以上は、商工大臣が最後の決定權をもつといふ建前にすることが適當なのではないか、さういふやうに考へておられるわけあります。

○岡田(審)委員 それで大分明らかになつてまいりました。これは私の考へでは憲法上違反であるとは考へておりません。はつきり事例をあげて申し上げますならば、持株會社整理委員會があります。これは實は行政官廳ではない。官吏ではないのであります。官吏ではないにもかかわらず、行政措置を行ひ得る權限をもつておるのであります。こゝういふ點から見まして、これは明らかに違憲ではないと、私は斷定をいたしたいと思ひます。また今度の法案に出ておられます地方自治委員會の、その中の地方自治委員會の委員の構成も、官吏をもつて構成しておるものではないと思ひます。しかもこの委員會制度といふものが、行政措置を行ひ得ることになつておるのであります。こゝういふ點を見ましても、明らかにこれは

憲法上の違反であるとは私は考へておりません。それでこゝういふ點につきましては、ひとつ今後議會の審議におきまして、ぜひとも民主化をいたしてまいりたいと思ひます。與黨でありまする民主黨、國民協同黨につきましても、特に官僚統制については意を用ひられておりますので、この點については十分意見が一致すると、われわれはもちろん考へておられるので、こゝういふ點についての考へは、今後議會の審議を通じて取上げてまいりたいと思ひます。特に、これは少々餘談にはなりますが、商工大臣が官僚統制を民主化しようといふことについての熱意は私は十分わかります。その具體的な事例をあげるまでもないと思ひますが、金融制度調査會が、昨年度大藏省の關係においてございまして、この金融制度調査會の會長に、現在の商工大臣の水谷さんがなつておられるのであります。この金融制度調査會の委員會の速記録を見ますと、こゝういふことをはつきり言つておられるのであります。これは例でありますから簡単に申し上げますが、昨年の十二月二十八日貴族院の第十四委員會で金融制度調査會が行われました時に關口という委員から

「委員長、これは質問ですか」と呼ぶ者あり」

○伊藤委員長 靜肅に願ひます。

○岡田(審)委員 それはともかく、こゝういふ點から見ましても、金融制度調査會といふものにおいても、できるだけ通貨審議會といふものの權限を強くいたしまして、いわゆる承認を要するといふところまでやつていこうといふやうに私は考へる。この委員會をこゝう

いう形でやつていこう、通貨審議會を  
こういう形でやつていこう、こうい  
ように水谷委員長も言つておられる點  
を見まして、この官僚統制の點、行  
政機構の民主化の點については、今後  
十分われ／＼としては改めてまいりた  
いと思つております。

あまり時間が長くなりますので、次  
にはいりますが、提案の説明の中で商  
工大臣は、政府はみずから生産現場の  
實情を迅速的確に把握して、國の責任  
において、事業運営に關する計畫、及  
び實施を十分に指導援助していくとい  
うようにお考えになっておりますが、  
われ／＼といたしまして、今後の増  
産のためには、國家が現場を把握いた  
してまいりますることは、ぜひとも必  
要であると思つております。この法案で現場  
をはつきりと把握いたしてまいりま  
すことは、ぜひとも必要であると思  
つております。この法案で現場をはつきりと把  
握できるものであらうかどうか、こうい  
う點についてはお伺いをいたしたい  
と思つております。

○水谷國務大臣 この法案におきま  
して、大體現場を握ることができると思  
います。しかしながら、われ／＼の現  
場把握といふのは、企業と申します  
か、本社といふものをのけて、現場だ  
けを把握するというような考へはない  
のでありまして、本社の特長を生か  
し、また本社機能を生かしてつ、い  
かに現場を握ることがいいかというこ  
とを、いろいろ検討いたしました結  
果、本案のような結論に達したのであ  
ります。

○岡田(春)委員 この法案をだん／＼  
見てまいりますと、法案の中に一貫  
しておりますことは、増産のためには

炭礦管理者が主體になつていかなけれ  
ばならないということが第一點、それ  
から第二の點はこの炭礦管理者はこれ  
を選任される場合に、従業員的支持を  
得なければならぬということ、こ  
の間の提案趣旨の説明でお話になつて  
おられます。現場の責任者である炭礦  
管理者が、現場における従業員からの支持  
をもつことが、根本の原則でなければ  
ならない。これは経営民主化の原則的  
な考え方ではなければならぬ。かよう  
に考えますが、この點についてはいか  
がですか。

○水谷國務大臣 先に石炭局長の場合  
に申し上げましたように、現場の管理  
者は、勞資双方から納得のいける人  
を選ばなくてはならない、かように考  
えております。

○岡田(春)委員 それではお伺いいた  
しますが、二十六條において「炭礦管  
理者に事故があるとき、又は炭礦管  
理者が缺けたときには、指定炭礦の事業  
主又はこれを代表する者が、臨時に炭  
礦管理者の職務を行う。」というよう  
にありますが、先ほどの現場の従業員  
の支持というものが原則的な考え方  
であります。この點につきましても、炭  
礦管理者の代理人といつたことと事業  
主になるということは、原則的な點と  
一致しないと思つていますが、いかがで  
ございませうか。

○水谷國務大臣 御質問の第三十六條  
で「炭礦管理者に事故があるとき、又  
は炭礦管理者が缺けたときには、指定  
炭礦の事業主又はこれを代表する者  
が、臨時に炭礦管理者の職務を行う。」  
この點の岡田委員の御質問の趣旨は、  
この指定炭礦の事業主またはこれを代  
表する者は、臨時炭礦管理委員會の職

務を行うということ、はたして現場  
の労働者の支持を受けるゆゑである  
かどうかという御質問ではないかと思  
うのでありますが、私はこの場合にお  
きまして、それは單に臨時に行つても  
のでありますがゆゑに、先に炭礦管理  
者の選任を行う場合の手續を履む必要  
はないと思つております。炭礦管理  
者といふものは、労働者の支持を得な  
ければ、生産増強にはならないとい  
うことは、指定炭礦の事業主またはこれ  
を代表する者も、十分に納得されてお  
るのであります。臨時にその  
職務を行う場合においても、そういう  
趣旨において職務を遂行されるものだ  
と思つておりますから、大體この二十六條の  
規定において、十分であらうと思つて  
おります。

○岡田(春)委員 「臨時に」という言葉  
がきわめて不明瞭であります。特に  
これが二十六條の「又は炭礦管理者が  
缺けたときには」という場合に、これ  
が「臨時に」という言葉を一緒に考えま  
した場合には、きわめて不明瞭になつて  
まいらうと思つております。と申しますのは、  
二十三條の規定によつて、炭礦管理者  
が缺けた場合において、生産協議會、  
あるいはまた現場の従業員等の議を  
入れて、これを決するということになり  
ますが、これは生産協議會の賛成を得ら  
れない場合も起り得ることを想定し  
て、二十三條に詳細の規定があるわけ  
であります。そうなつてまいります  
と、缺員になつてまいりました場合に  
おいて、その生産協議會の議を経て次  
の炭礦管理者を選任いたしますまで  
は、「臨時に」という言葉が該當しない  
ほど長い間の缺員になる場合があり得  
ると考えられるのであります。そうい

ふ點から考へてまいりますと、事實に  
おいて「臨時に」ということは、相當長  
期というやうな場合にもなつてくる  
ではないかといふことを、私は心配を  
いたします。で、むしろこの點は事前  
に炭礦管理者の代理人をきめておいた  
方がいいのではないかと思つております。  
こ  
ういふ點についてはいかがお考えにな  
りますか。

○平井(實)政府委員 ただいまの炭礦  
管理者が缺けた場合の措置であり  
ますが、これは今御質問になりました  
よりな長期の場合にわたつて炭礦管理  
者が缺けるといふやうなことは、實際  
上私ども豫想しておらないのでありま  
して、短期の場合における措置とし  
て、この法案が組立てられておるので  
あります。實際上長期にわたりますよ  
うな場合、いわゆる脱法的に炭礦管理  
者を缺けておきまして、事業主な  
り、この代理人が當つていくとい  
うことは、現在の状況から見まして、行  
政上からも、また實際上の運営から  
も、そういうことはほとんど豫想する  
ことができないのではないかと。これは  
法案の精神からいきまして、行政指  
導の面からいきまして、あるいは生  
産協議會の面からいきまして、そう  
いふ脱法行為は、十分防げると考へて  
おります。臨時的に炭礦管理者が缺  
けた場合に、素直に考えますれば、  
事業主がこれに一時代つて生産協議會  
を行うといふことは、必ずしも炭礦の  
民主化に反したやり方とも、私どもは  
考へていない次第であります。

○岡田(春)委員 それでは續いてお伺  
いしますが、先ほど御答辯のあつた通  
りに、またわれ／＼の考へております  
通りに、増産第一主義に基いて、業務の

運営は、あくまでも炭礦管理者が中心  
になつて運営をされていくといふこと  
になつて、法案の趣旨ができておると  
思つておりますが、そういう意味で  
二十八條において「炭礦管理者は、當  
該指定炭礦の業務に關し、事業主に代  
つて一切の裁判上又は裁判外行為を  
する権限を有する。」すなわち商法上の  
代理權をもつのだといふことを、明ら  
かに規定されております。ところが、  
もし現場増産第一主義に立ちまして、  
現場が本位で業務の運営が行われると  
いたしますならば、その次の二十九  
條において、この代理權の制限を、事  
業主が現場に諮らないで、勝手に、自  
由に炭礦管理者の權限を制限すること  
ができるというように規定をいたして  
おります。この點については、先ほど  
の根本的の趣旨から大分違背してお  
ると思つておりますが、この點についてはいか  
がお考えになりますか。

○水谷國務大臣 ただいま指定炭礦の  
事業主が、勝手に炭礦管理者の權限に  
制限を加へることはけしからぬとい  
うやうな御質問でございしますが、第二項  
にございしますように「前項の規定によ  
る制限は、商工大臣の認可を受けなけ  
れば、その效力を生じない」といふこ  
とになつておるのでありまして、指定  
炭礦の事業主が、勝手に炭礦管理者の  
權限に制限を加へるということは、で  
きないのであります。商工大臣とい  
ふかといふことは、十分に考へてお  
るのであります。ゆゑに、その權限に制  
限を加へる場合においては、慎重な考  
慮を拂わなくてはならない、こ  
ういふやうな點から考へまして、大體この程  
度のものならば、わざ／＼生産協議會

○岡田(春)委員 それでは續いてお伺  
いしますが、先ほど御答辯のあつた通  
りに、またわれ／＼の考へております  
通りに、増産第一主義に基いて、業務の

○岡田(春)委員 それでは續いてお伺  
いしますが、先ほど御答辯のあつた通  
りに、またわれ／＼の考へております  
通りに、増産第一主義に基いて、業務の

○岡田(春)委員 それでは續いてお伺  
いしますが、先ほど御答辯のあつた通  
りに、またわれ／＼の考へております  
通りに、増産第一主義に基いて、業務の

○岡田(春)委員 それでは續いてお伺  
いしますが、先ほど御答辯のあつた通  
りに、またわれ／＼の考へております  
通りに、増産第一主義に基いて、業務の



の認可を受けなくても、御趣旨に反するようなことはなからうというような考えをもちまして、この二十九條の第二項を挿入したようなわけでありま

す。

○岡田(春)委員 同じ炭礦管理者の問題に關連いたしまして、炭礦管理者が、先ほどから再三伺っておりますように、業務の實施上の責任をとつていくものであるという事は、これは二十四條に明らかに規定いたしておりますが、そうなつてまいりますと、業務を遂行する場合において、監督上必要のある命令は、原則として炭礦管理者に一切與へらるべきであると私は考えております。そうなつてまいりますと、四十二條に設備の新設、擴張あるいは改良、新坑開鑿、坑道の掘進、これらは業務の運営上ぜひとも必要な事項であります。これらの事項についてのみ、現場の炭礦管理者に命令を與へないで、これのみは事業主に命令を與へておるとする理由は、ちよつとわからないのでありますが、この點についてはいかがでありますか。

○水谷國務大臣 この四十二條の「指定炭礦の設備の新設、擴張若しくは改良又は新坑の開鑿若しくは坑道の掘進」そういうような事は非常に大事な仕事でありまして、いかに炭礦管理者にある程度の権限を任して増産を指導せざるという場合におきましても、この種類の問題は、これは炭礦管理者に直接命令を出すよりも、指定炭礦の事業主に對して命令をくだす方が正しいという考えのもとに、こういう規定を挿入した次第であります。

○岡田(春)委員 それではもう一度この點に關連してお伺いしたいと思

います。大分細かいので、これは政府委員の方から御答辯願つても結構であります。そうなつてまいりますと、事業主が命令を受けた場合において、炭礦管理者が、先ほど二十四條で私申し上げた通りに「當該炭礦の最高能率の發揮を目途として、業務計畫の實施の責に任ずる。」しかもこの場合において、指定炭礦の經營者、従業者が協力しなければならぬ。こういうことに規定されておるのであります。そうなつてまいりますと、經營者の一人であると考えております事業主に對してこの命令が與へられまして、そうして協力を主體であるところの炭礦管理者に對して最高の能率を發揮しろというの

は、これは筋道が立たないと思はるべきであります。たとえこれが「應筋道が立つた」といたしましても、この場合に對して四十二條であります。これに對する不服の申立を事業主だけに認めております。四十二條において不服の申立を——先ほど申し上げたように業務運営の主體が炭礦管理者であるならば、不服の申立くらいは、少くとも炭礦管理者に與へるべきでないか、私はかように考えるのでありますが、これについてはどういふふうにお考えになりますか。

○平井(富)政府委員 四十二條の設備の新設等につきましては、事業主に命令を出しますのは、ただいま大臣からお話のありました企業に非常に大きな影響を來す事項であると思ひます。管理者的任務は主として定められました業務計畫の執行にその責任があり、その管理者の権限も定められました業務計畫の執行に必要なという點におきまして、權限が與へられておるのでありま

す。従いまして新しい計畫を設定いたしますための、かような設備の新設計畫等につきましては、事業主に命令を出すことにいたしました次第であります。従つてまたそれに對する不服の申立も事業主からこれを申立てるといふふうな構成をとつた次第であります。

○岡田(春)委員 それでは次の問題に入りたいと思ひます。三十三條の生産協議會の構成であります。生産協議會の構成におきまして、業務委員は指定炭礦の業務に従事する者の中から、炭礦管理者が選任する、こういうふうに規定されておりますが、この指定炭礦の業務に従事する者の中から選ばれた業務委員といふものは、いわゆる労働委員に對して經營者代表、經營者側委員、かような意味に解釋してもいいかどうか。

それからもう一つお伺いしたいのですが、二十四條の第二項、指定炭礦の經營者及び従業者、この經營者といふ言葉それから第一條に同じく經營者といふ言葉が二箇所だけ出ております。この經營者といふ中に事業主が入るものであるかどうか、こういうことをお伺いしたいと思ひます。

○平井(富)政府委員 三十三條の業務委員は御質問のように考へております。それから二十四條の指定炭礦の經營者、この中には事業主も含んでおります。第一條の經營者につきましても同様であります。

○岡田(春)委員 それでは續いてお伺いしますが、そうなつてまいりますと、これは非常にわれ／＼としては重要な問題であります。業務計畫の立案の場合にいたしまして、その他全般におきまして、いわゆる事業主とい

うものは、經營者側から立つている、それから生産協議會の中に經營者側から立つている人がある、こういうことになつてまいりますと、經營の民主化という點から考へまして、いわゆる従業者と經營者といふものが對等の地位に立つという原則は、ここで破れてい

るのではないと思ひます。こういう點でどうもこの法案の内容において、いわゆる經營者側に重點がおかれていて、こういうふうに私は考へられるわけでありまして、これについてはいかにお考えになりますか。

〔政府案に反對だ〕と呼ぶ者あり  
○平井(富)政府委員 生産協議會の構成は、業務委員と労働委員と同数になつております。それから管理者は議決權を行使しないということが明示されておりますので、經營者を偏重したといふようには考へておりません。

○岡田(春)委員 私は政府案に反對ではないのですが、具體的に修正を要すべき點を考へているのでありますけれども、あまり時間が長くなるといけな

いから、その點はやめます。  
次に第八條に臨檢検査の權限がおります。これもいわゆる國家管理の機能として考へていかなければならない大きな問題だと思ひますが、この臨檢検査の權限を政府がもつており、しかも六十七條にこれに關連いたしまして、虚偽の報告に對して罰則の規定があります。こういう問題については、たとし

てこの法案に基いて検査の正確を期し得るかどうか、それから虚偽の事實を發見することはいかんとして見出すのであるか、こういう點をひとつお伺い

したいと思ひます。  
○平井(富)政府委員 第八條は、御質問のように現場に臨みましての一切の調査及び書類の報告を徴する權限でありまして、第八條と第九條と並びまして、經營上の諸般の事項につきましては、政府の現場把握を密にする處置であります。この條文の運用は、實效があるかどうかといふことは、結局管理を實施する管理機構の整備に伴つてその實效はあげられていくものと考へております。從來の單純な臨檢検査権あるいは報告聴取権のみでなく、この國家管理全體の運用と相まつての條文でございまして、國家管理の運用よろしきを得ます場合には、この規定が百パーセントに發揮されるというふう

に考へております。罰則は、この法律に違反いたします場合の通常の罰則のレベルといふ點から單に量定したわけでありまして、刑罰の有無といふことよりは、むしろ國家管理法の運用という點にこの規定の効果が期されるというふうには考へております。

○岡田(春)委員 検査の主體、虚偽の事實といふことについて、もう少し具體的に伺いたいのでありますが、ほかの面からひとつお伺いしたいと思ひます。虚偽のことはともかくといたしまして、最近臨檢にいわゆる生産サボといふ言葉が使われております。また最近國管反對の趣意書の中におきましても、あたかも國管を斷行するならば、生産サボにはいかなければならないといふような趣意の文書も、實はあれこれと私は見受けられてゐるわけでありまして、特にこの問題に關して重要であると思ひます。これは、この間マツカーサー元帥から片山總理に對して書翰が参つておりまし



ては、その損失が補償されるべきものであるか、その範圍をどの程度に限定すべきかという點で、一種の裁判的な機能をもつわけであり、大體從來損失補償委員會の構成等を研究してみますと、當該の直接關係をもつ當事者は委員には参加されておられぬといふふうになつております。なお石炭鑛業については學識経験ある者といふことになり、石炭鑛業を直接經營する者、あるいはその勞務者代表といふような者も、一般的には考えられるわけであり、當該炭鑛の經營者、あるいは勞働者といふものを委員にするといふことは、かつて不適當ではないかと考へてゐる次第でございます。

○岡田(春)委員 當該炭鑛の問題についてはともかく、今の御意見は一應通るといたしまして、現場の勞働者、あるいは經營者の代表が参加しない、單に學識経験者といふ人達だけで、あるいはそのほかの役人参加によつて損失補償の妥當性、あるいはその具體的な決定、こういうことは正確を必ずしも私は期し得られないと思ひます。それでは損害の具體的な審査委員會に諮るべき事項は、これは政府がやるようになるだろと思ひますが、そのなつてまいりますと、直接の現場からではなく、政府を通じてその間に一應中斷された形の審査委員會においてこれが判定されるという結果になりますので、私は少くとも經營者あるいは從業者の中から、それ／＼同数の人がこの中に参加すべきである、かように私は考へるのでありますが、これについては少々意見の相違があるようであり、これはどうでありますか。

○平井(富)政府委員 ただいま申し上げましたように、この委員の中には炭鑛の經營者及び勞働者の代表は、委員として参加するのでありますが、その損失を生じました當該炭鑛の經營者、あるいは勞働者代表といふものは、利害關係を直接もつものでありますので、これは委員には参加しないといふふうになつておられます。

○岡田(春)委員 私は聴き違へておりまして、勞資關係ははいるという話であり、それからわかりました。

それではその次にお伺いをいたしましたと思ひますが、損失の補償が今のやうに勞資關係から學識経験者としてはありまして、そうしてここで決定をされるということになるならば、それと同時に今度は四十一條であります、それと反對の事項であります、利益の處分については、これは當然勞資の側が参加してこれを決定すべきであると私は考へます。特に政府が再三申されておりますやうに、國家管理の重要性といふものは貴重資材資金、といふものを、國民の犠牲において炭鑛企業に投下するのであるから、當然かやうな國民に對する責任を負ふ意味においても、利潤の處分については、勞資側から参加して、ある程度の制限をここにはつきりと設ける必要があると私は考へるのであります。こういう點については、どういふやうにお考えになりますか。利潤の制限には勞資の参加を求める必要があると思ひが、これはいかであるか、この點をお考えを願ひたいと思ひます。

○平井(富)政府委員 利益金の處分でございますが、この法案を通じまして、積極的な企業に對する命令あるいはその他につきましては、大體におきまして、管理委員會の議を経るというふうになつておりますが、許可認可といふものは、一つの消極的な制限につきましては、商工大臣の認可というものであります、別に管理委員會の條項に、重要な事項につきましては管理委員會に諮つてきめるといふことになつておりますので、利益金の處分の一般的基準等につきまして、商工大臣が管理委員會に諮りまして、利益金の處分の一般的基準につきまして審議になるのが適當ではないか。ただ個々の企業の利益金の處分といふことにつきましては、その基準に従つて商工大臣が認定をしていくといふことで十分目的を達するのじやないかといふふうに考へております。

○岡田(春)委員 この點につきましては、先ほどの問題に重ねて言及をいたしますが、利益金の處分と損失の補償の問題につきまして、結局はその企業内の經理内容といふものが、具體的に把握されなければならぬといふことなのであります。その把握される機關がここに必要だといふことであります。ですから、私は先ほどから三頭首會議の決定事項をとりまして、具體的に監察委員會制度がなければ、この利益金の處分あるいは損失補償の具體的な經理内容といふものが、はつきり明らかになれないではないかといふことを、先ほどから申し上げております。こういう點につきまして、ここで特に私は強調いたしておきたいと思ひ、これは本法案の中に、監察委員會制度といふものが設けられておらないことは、十分考慮を要すべきことであると

は、その他につきましては、大體におきまして、管理委員會の議を経るというふうになつておりますが、許可認可といふものは、一つの消極的な制限につきましては、商工大臣の認可というものであります、別に管理委員會の條項に、重要な事項につきましては管理委員會に諮つてきめるといふことになつておりますので、利益金の處分の一般的基準等につきまして、商工大臣が管理委員會に諮りまして、利益金の處分の一般的基準につきまして審議になるのが適當ではないか。ただ個々の企業の利益金の處分といふことにつきましては、その基準に従つて商工大臣が認定をしていくといふことで十分目的を達するのじやないかといふふうに考へております。

いうことをここではずきり申し上げておきたいと思ひます。――勞働大臣と大藏大臣は見えませんか。

○伊藤委員長 勞働大臣はやがて見えます。

○岡田(春)委員 今度は勞働關係のこととありますが、勞働大臣が見えるまで、ひとつ商工大臣の方に勞働關係としてお伺いいたしておきたいと思ひます。

昨日でありましたか、一昨日でありましたか、閣議で石炭非常増産對策要綱、これが決定されたことを、新聞で拜見しました。この中で勞働者の關係、特にこれは重要な問題であります、いわゆる時間延長の問題が、大體三本建として經營協議會で團體協約によつてこれをきめていく。こういうことになつたやうに新聞で拜見いたしましたのでありますが、これは時間延長の問題が、當面の三萬萬トンの増産のためにいま直ぐに必要である。こういうやうな意味で、この法案がもし國會を通過いたしましたとして、實施をいたしますならば、これがこの前の御答辯で二月の末あるいは三月という話でありますから、それまでの期間も待てないから、ともかくとりあえず經營協議會で團體協約によつておきめにならう。こういうこととおきめになつたのであらうと思ひます。ところがこの點について、特に商工大臣もよく御承知であらうと思ひますが、私申し上げておきたいのは、現在炭鑛の勞働者の實勞働時間といふものは、平均五時間半くらいであります。拘束八時間のうちで約二時間半といふもののロスが出ておるわけであり、これにつきましてその内容をもう少し見ますと、この二時間

半の時間といふものは、決して勞働者が遊んでむだにしているのではないといふことを、はつきり申し上げたいのであります。具體的に例をあげて申しますならば、これは特に最近生産能率が悪いといわれておる北海道の實例を申し上げたいと思ひますが、北海道は實働時間五時間十三分であり、ところ、この五時間十三分の中で、時間のむだになつてゐるのは、たとえば箱待ち時間が十七分、機械の故障で止つていて仕事にならない時間が三十一分、休憩時間は拘束時間であり、三十九分、それから往復時間が五十八分、これも人事が故障のために、よけい往復時間を食う。こういうふうな、一つ一つ例をあげてみても、勞働者が働かなくて五時間十三分を引上げるのではない。實は坑内の機械がまつた／＼荒廢してしまつて、坑内の機械の整備を行わない限り、勞働者がいかに働きたくとも働けない實情にあるのであります。この點が、一番大切な問題であると思ひます。現實に炭鑛の勞働者は、日本の再建のために血みどろになつて、あらゆる惡條件のもとに素つ裸になつて働いてゐるのであります。この實情を考へます場合に、拘束八時間制度をたとへば九時間にされましても、あるいは十時間にされましても、その裏付になるべき設備の整備といふものが行われるといふこと、それからまた勞働力の再生産のためにせひとも必要であるところの生活必需品といふものが増配される、ということ、この二つが絶対に確保されなければ、いたずらにこれは勞働力の酷使になつてしまふ。結局働く勞働者だけを

ては、本委員會の運営並びに本案の審査に關しましていろいろの問題について打合せをいたしました、そのうち決定いたしました事項について御報告いたします。

まず委員會開會の件であります、これはこししばらく一日おきを原則として、本會議日を極力避けるというこ

次に委員室の件につきましては、事務當局におきまして、委員會開會日、當日空いておる大きな委員室を使用するということに交渉が整いました。

次は公聴會開會の件であります。去る九月三十日の委員會におきまして委員長及び理事に一任決定をした公聴會日時を公示、公聴會に對する申出、公述人の選定、公述人の通知及び公述人の出頭等の時間的餘裕を考慮いたす

とともに、各派の意向によりまして、  
本月十三日、十四日、十五日、十六日の  
の四日間とし、毎日午前十時より開會  
することに決定いたしました。つきま  
しては、昨日委員長より議長に公  
會開會報告書を提出いたしました。な  
お公聴會開會の公示は、官報に公示  
いたしましたとともに、明三日附の朝日  
及び毎日の兩新聞の全國版に掲載す  
ることにいたしました。以上の諸點を御  
了承をお願いしておきます。

本日午の程度とし、次會は本會  
等の關係もありますので、公報をもつ  
てお知らせいたすことにいたします。  
本日はこれにて散會いたします。  
午前十二時五十五分散會

100